

兵庫県公報

令和3年2月18日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例等の一部を改正する条例（感染症対策課）	1
○ 消費者行政活性化事業基金等設置条例の一部を改正する条例（スポーツ振興課）	2
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	2

公布された法令のあらまし

●新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例等の一部を改正する条例（条例第1号）

新型インフルエンザ等対策特別措置法、地方税法等の一部改正に伴い、次の関係条例について引用する法令の条文を改める等所要の整備を行うこととした。

- 1 新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例
- 3 警察職員の特殊勤務手当に関する条例
- 4 兵庫県税条例
- 5 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例

●消費者行政活性化事業基金等設置条例の一部を改正する条例（条例第2号）

令和3年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会のホストタウン又は事前の合宿が行われる地域における選手等の受入れに際して、国から交付される交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症の発生の予防及びそのまん延防止のための対策を行う事業の資金に充てるホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置することとした。

条 例

新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第1号

新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例等の一部を改正する条例

(新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例の一部改正)

第1条 新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例(平成25年兵庫県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第7条第8項」を「第7条第3項」に改め、「において準用する法第6条第5項」を削る。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第14項中「職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第2条に規定する期間に、」を「当分の間、職員が」に、「同令第1条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号」に改める。

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第50号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「職員」を「当分の間、職員」に改め、「、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第2条に規定する期間に、」を削り、「同令第1条」を「感染症の予防及

び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号」に改める。

（兵庫県税条例の一部改正）

第4条 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第49条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項」を「法附則第59条第1項」に改める。

（産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部改正）

第5条 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項」を「地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 第2条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例及び第3条の規定による改正後の警察職員の特務手当に関する条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。



消費者行政活性化事業基金等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第2号

消費者行政活性化事業基金等設置条例の一部を改正する条例

消費者行政活性化事業基金等設置条例（平成21年兵庫県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

<p>ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金</p>	<p>令和3年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会のホストタウン又は事前の合宿が行われる地域における選手等（これらの大会において実施される競技に参加する選手その他の関係者をいう。）の受入れに際しての新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の発生の予防及びそのまん延防止のための対策を行う事業</p>
--------------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和3年2月18日

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

兵庫県病院局管理規程第1号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号中「次項及び第32条の2第4項において」を「以下」に改める。

第32条の2第1項中「第3項において」を「以下」に改める。

附則第17項中「職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11

号) 第2条に規定する期間に、「を」を「当分の間、職員が」に、「同令第1条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号」に改め、「この項及び次項において」を削る。

附則に次の7項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の病院内でのまん延に対処するための手当の特例)

23 令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関緊急支援事業補助金の交付対象となることが見込まれる県立病院のうち、管理者が指定する県立病院(以下「国補助対象病院」という。)の区域内において、特定期間内に、職員が次に掲げる業務に従事したときに、その者に対して院内感染防止業務手当を支給する。

(1) 新型コロナウイルス感染症患者が入院する病室又はこれに隣接する区域その他新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されているおそれの著しい区域として管理者が指定する区域内で行う新型コロナウイルス感染症が病院内にまん延しないように必要な措置を講じる業務として管理者が認める業務(以下「院内感染防止業務」という。)

(2) 前項に掲げる区域以外の区域で行う院内感染防止業務

24 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 1,500円(新型コロナウイルス感染症患者が現に入院している病室その他新型コロナウイルスがまん延しているおそれが極めて高い区域内において、高度の知識、技能又は経験が必要な院内感染防止業務として管理者が指定するものに従事する場合においては、2,000円)

(2) 前項第2号の業務 1,000円

(特定期間)

25 「特定期間」とは、令和3年1月1日から同年3月31日までの期間をいう。ただし、次項に規定する勤務に係る夜間コロナ病床等安定運用手当については、当該期間に次の各号に掲げる勤務時間を含むものとする。

(1) 令和3年1月1日の前日から引き続いて勤務をする場合にあつては、当該勤務時間の全て

(2) 令和3年3月31日から翌日にかけて引き続いて勤務をする場合にあつては、当該勤務時間の全て

(夜間看護等手当の特例)

26 看護職給料表の適用を受ける職員その他これに準ずる職員として管理者が定める職員が、国補助対象病院の区域内において、特定期間内の正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務又は宿直勤務に従事した場合は、夜間コロナ病床等安定運用手当を支給する。この場合において、第28条第1項第1号及び同条第2項第1号の規定(同条第2項第1号ウに該当する場合を除く。)は、適用しない。

27 前項に規定する夜間コロナ病床等安定運用手当の額は、同項に規定する勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(同項に規定する看護の業務又は宿直勤務業務が第28条第1項第2号に掲げる業務に該当するものについては、当該各号に定める額及び同条第2項第2号に定める額の合計額)とする。

(1) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 6,400円

(2) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合(次号の場合を除く。) 6,900円

(3) 勤務時間が深夜全部を含む場合 13,500円

(4) 県立病院における救急の外来患者等に関する看護又は事務処理等のための宿直勤務 6,000円(午前0時以後に開始する場合にあつては、3,000円)

(夜間等における新型コロナウイルス感染症患者等に対する診療に対処するための手当の特例)

28 医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員が、国補助対象病院の区域内において、特定期間内の第32条の5第1項各号に掲げる時間帯に、新型コロナウイルス感染症患者等に対して行う診断又は治療等の業務であつて管理者が指定する業務に従事した場合は、夜間等新型コロナ患者等診療手当を支給する。

29 前項の夜間等新型コロナ患者等診療手当の額は、同項に規定する勤務1回につき、業務に従事した時間が属する時間の区分1区分につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(同じ日に救急外来業務手当に係る作業に併せて夜間等新型コロナ患者等診療手当に係る作業に従事した場合は、第32条の5第2項各号に定める額及び次の各号に定める額の合計額)とする。

(1) 第32条の5第1項第1号に掲げる時間 15,000円

(2) 第32条の5第1項第2号に掲げる時間 10,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第28条第1項第1号、第32条の2第1項及び附則に7項を加える改正規定（附則第23項から第29項までの改正規定に限る。）は令和3年1月1日から、附則第17項の改正規定は同年2月13日から適用する。
（特殊勤務手当の内払）
- 2 この管理規程による改正後の病院事業職員の給与に関する規程（以下この項において「改正後の管理規程」という。）を適用する場合においては、この管理規程による改正前の病院事業職員の給与に関する規程に基づき支給された特殊勤務手当は、改正後の管理規程による特殊勤務手当の内払とみなす。